

応募要項

1. 助成事業対象

京都府内の下記団体で、原則として1年以上の継続的活動実績を有する法人、団体、但し、過去2年間に当財団からの助成を受けたことがある団体は、これを原則的に対象外とします。

- (1) 老人介護施設・障害福祉サービス等社会福祉に関する事業団体
- (2) 児童、乳幼児の、生活自立支援団体・青少年の健全な育成に資する団体
- (3) 自殺予防を推進する為に24時間体制にて匿名のボランティア相談員を配し、又その相談員育成の為に講習会を行う等の活動を展開している団体への設備整備、環境整備に係る案件。

2. 助成金額

1件 原則として10万円～50万円を限度とします。

3. 助成対象の活動期間

2019年4月1日から2020年3月31日までに終了する事業とします。

4. 選考基準

選考される助成対象は、次の条件を満たすものとします。

- (1) 上記対象団体を支援する観点から有効であると判断されるもの
- (2) 福祉活動等を行う為に必要な機器、備品などの整備で緊急性が高いと判断されるもの
- (3) 申込者が組織、経理面等から見て、本財団の目的に沿った助成事業を成し得ると判断されるもの

5. 応募必要書類

- 1) 助成金交付要望書
- 2) 団体概況書
- 3) 事業案件見積書

6. 応募の締切日

2019年10月7日(月) 郵送による必着とします。(FAXによる送信は不可)

＊ 締切日を過ぎてからの受付はいたしません。

7. 助成の決定と通知

本財団の選考委員会が選考基準に基づいて選考を行い、理事会において助成対象先、助成内容及び助成金額を決定いたします。採否の結果は 2019 年 11 月 12 日までに申込者あて文書にて通知いたします。

8. 助成金の贈呈

助成金は助成決定通知書を郵送後、申込者指定口座に振込いたします。

入金確認後、当財団宛に助成金領収書（当財団様式）を送付してください。

9. 報告の義務

助成対象事業の終了後、助成事業完了報告書（2020 年 3 月 31 日必着）を提出してください。

10 個人情報と情報公開について

申込書などにご記入いただいた個人情報は、選考手続きに際し選考委員会等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。

ご記入いただいた情報は、此の度の助成のみに使用し他の目的には使用いたしません。

助成先として採用された先様につきましては、本財団の 2019 度助成先情報として公開することをご了承ください。

11. 留意事項

- ・採否の理由並びに選考に関する内容についてのお問い合わせには応じられません。
- ・提出された申請書等の書類は返却いたしません。
- ・営利を目的とする事業や、既に完了している事業は対象に致しません。
- ・本財団以外の財団等から、同一の事業で助成が決定した場合、必ずご報告下さい。
助成決定後、当該事業の実施が困難になった場合及び大幅な内容変更が生じた場合には必ずご報告下さい。
これらの場合、本財団からの助成を辞退、または一部返納していただく場合があります。

12. 応募申込書の請求先と提出先

604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入ル橋弁慶町 227 第 12 長谷ビル 7 階
公益財団法人 長谷福社会 事務局
TEL 075-754-8181
FAX 075-754-8182